

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	25年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非典型的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,281	
うち、出資金及び資本準備金の額	5,897	
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	2,654	
うち、外部流出予定額 (△)	(△)85	
うち、上記以外に該当するものの額	△184	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	94	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	94	
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	33	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	8,408	
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		4
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		4
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に		

項 目	25年度	経過措置による 不算入額
算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。） の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの に関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定 資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関 連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの に関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定 資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関 連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0	
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	8,408	
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	33,952	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される 額の合計額	△4,993	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く）	4	
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	5,029	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に 係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額	33	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除 して得た額	5,270	

項 目	25年度	経過措置による不算入額
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	39,222	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	21.43%	

(単位：百万円、%)

項 目	前期末
基本的項目 (A)	8, 073
出資金 (うち後配出資金)	5, 872 (0)
回転出資金	0
再評価積立金	0
資本準備金	40
利益準備金	1, 756
次期繰越剰余金 (又は次期繰越損失金)	103
処分未済持分	△176
その他有価証券の評価差損	0
営業権相当額	0
企業結合により計上される無形固定資産相当額	0
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	0
補完的項目 (B)	149
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	33
一般貸倒引当金	117
負債性資本調達手段等	0
負債性資本調達手段	0
期限付劣後債務	0
補完的項目不算入額	0
自己資本総額 (C) = (A) + (B)	8, 222
控除項目 (D)	0
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	0
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	0
期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	0
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いている保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	0
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。）及び信用補完機能を持つI/0ストリップス（告示第223条を準用する場合を含む。）	0
控除項目不算入額	0
自己資本額 (E) = (C) - (D)	8, 222

項 目	前期末
リスク・アセット等計 (F)	40,215
資産（オン・バランス）項目	35,070
オフ・バランス取引等項目	190
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,955
基本的項目比率 (A)/(F)	20.07%
自己資本比率 (E)/(F)	20.44%

(注)

1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成24年度は旧告示（バーゼルⅡ）に基づく単体自己資本比率を記載しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。
4. 平成24年度については、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成24年金融庁・農水省告示第13号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「－」（ハイフン）で記載しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	24年度			25年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け	702	0	0	502	0	0
我が国の地方公共団体向け	5,001	0	0	5,442	0	0
地方公共団体金融機関向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	39,144	8,616	345	39,754	8,738	350
法人等向け	1,033	911	36	986	880	35
中小企業等向け及び個人向け	3,851	2,640	105	3,506	2,411	96
抵当権付住宅ローン	1,431	498	20	1,214	422	17
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	1,184	771	31	588	688	28
信用保証協会等保証付	4,541	441	18	4,652	451	18
共済約款貸付	19	0	0	63	0	0
出資等	3,907	3,907	156	556	556	22
他の金融機関等の対象資本調達手段				3,353	3,352	134
特定項目のうち調整項目に算入されないもの				110	275	11
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0	0	—	—	—
証券化				—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの				—	—	—
上記以外	18,392	17,475	699	16,889	16,179	647
標準的手法を適用するエクスポージャー別計				—	—	—
CVAリスク相当額÷8%				—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー				—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	79,205	35,261	1,410	77,615	33,952	1,358

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額
	a	$b = a \times 4$ %	a	$b = a \times 4$ %
	4, 954	198	5, 270	211
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額
	a	$b = a \times 4$ %	a	$b = a \times 4$ %
	40, 215	1, 609	33, 951	1, 358

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	



② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	24年度					25年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	79,204	18,409	902	0	1,183	78,183	18,645	703	0	1,119
国外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域別残高計	79,204	18,409	902	0	1,183	78,183	18,645	703	0	1,119
法人	農業					463	463	0	0	0
	林業					0	0	0	0	0
	水産業					7	0	0	0	7
	製造業					15	15	0	0	15
	鉱業					0	0	0	0	0
	建設・不動産業					0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業					0	0	0	0	0
	運輸・通信業					0	0	0	0	0
	金融・保険業					39,761	984	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業					566	525	0	0	17
	日本国政府・地方公共団体					5,025	4,319	703	0	0
	上記以外					12,483	1,039	0	0	19
	個人						11,560	11,300	0	0
その他						8,303	0	0	0	0
業種別残高計						78,183	18,645	703	0	1,119
1年以下	41,161	2,699	200	0		38,479	2,574	0	0	
1年超3年以下	1,457	1,457	0	0		1,487	1,487	0	0	
3年超5年以下	1,780	1,780	0	0		1,941	1,941	0	0	
5年超7年以下	1,605	1,605	0	0		1,653	1,151	502	0	
7年超10年以下	1,977	1,274	702	0		2,683	2,483	201	0	
10年超	8,302	8,302	0	0		7,693	7,693	0	0	
期限の定めのない	22,920	1,289	0	0		24,247	1,316	0	0	

いもの										
残存期間別残高計	79,204	18,409	902	0		78,183	18,645	703	0	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

### ③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	24年度					25年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	109	116		109	117	117	94		117	94
個別貸倒引当金	614	532	99	515	532	532	532	13	519	532

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		24年度			25年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	0	6,623	6,623	201	6,550	6,751
	リスク・ウエイト 2%				0	0	0
	リスク・ウエイト 4%				0	0	0
	リスク・ウエイト 10%	0	4,540	4,540	0	4,652	4,652
	リスク・ウエイト 20%	0	38,171	38,171	33,706	5,071	38,777
	リスク・ウエイト 35%	0	1,430	1,430	0	1,214	1,214
	リスク・ウエイト 50%	0	586	586	602	0	602
	リスク・ウエイト 75%	0	3,851	3,851	0	3,506	3,506
	リスク・ウエイト 100%	0	23,607	23,607	1,146	21,068	22,214
	リスク・ウエイト 150%	0	393	393	357	0	357
	リスク・ウエイト 200%				0	0	0
	リスク・ウエイト 250%				0	110	110
	その他	0	0	0	0	0	0
リスク・ウエイト 1250%					0	0	0
計		0	79,204	79,204	36,012	42,171	78,183

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。
- 平成 24 年度の「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	24年度			25年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け				—	—	—
我が国の政府関係機関向け				—	—	—
地方三公社向け				—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け				—	—	—
法人等向け				—	—	—
中小企業等向け及び個人向け				44	—	—
抵当権住宅ローン				—	—	—
不動産取得等事業向け				—	—	—
三月以上延滞等				—	—	—
証券化				—	—	—
中央清算機関関連				—	—	—
上記以外				—	—	—
合計				44	—	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円又は百万円)

	24年度		25年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	819	485	1,147	485
非上場				
合計	819	485	1,147	485

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

## 8. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時（ただし0%を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

### ② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：千円又は百万円）

	24年度	25年度
金利ショックに対する損益・ 経済価値の増減額	△126	△152

（注）当JAでは市場金利が上下に2%変動した時（ただし0%を下限）に受ける金利リスク量を算出しておりますが、25年度においては金利が2%上昇した場合、または、2%下落した場合、どちらにおいても経済価値が低下しないため、リスク量を0として表示しています。なお、市場金利が上下に2%変動した時（ただし0%を下限）の運用勘定・調達勘定別の経済価値の変化額は以下のとおりです。



	24年度	25年度
金利が2%上昇したときの損益・経済価値の増減額	△126	△152
金利が2%下落したとき（ただし0%を下限）の損益・経済価値の増減額	0	0